

第五十七條の三の表以外の部分中「第九十五條の第二項」を「第九十五條の第三項」に、第九十五條第四項」を「第九十五條第五項」に、第九十七條の第二項」を「第九十七條の第三項」に、第九十七條の第三項」を「第九十七條の第四項」に、第九十七條の第四項」を「第九十七條の第五項」に、第九十七條の第五項」を「第九十七條の第六項」に改める。

第五十七條の四の表以外の部分中「第九十五條の第二項」を「第九十五條の第三項」に、第九十七條の第二項」を「第九十七條の第三項」に、第九十七條の第三項」を「第九十七條の第四項」に、第九十七條の第四項」を「第九十七條の第五項」に改める。

第六章を第十章とする。

第四十六條及び第四十七條第一項中「第九十五條第四項」を「第九十五條第五項」に改める。

第四十九條の二第一項中「第九十五條第九項」を「第九十五條第十項」に改める。

第五十一條第三項中「第九十五條第四項」を「第九十五條第五項」に改める。

第五十二條第一項中「第九十五條第四項」を「第九十五條第五項」に改め、同項第一号中「第九十五條第五項各号」を「第九十五條第六項各号」に改め、同項第二号中「第九十五條第六項」を「第九十五條第七項」に改める。

第五十三條第一項中「第九十五條第十項」を「第九十五條第十一項」に改め、同条第三項中「第九十五條第九項」を「第九十五條第十項」に改める。

第五十四條第一項中「第九十五條第十一項」を「第九十五條第十二項」に改める。

第五十五條中「第九十五條第九項」を「第九十五條第十項」に改める。

第五十七條各号中「第九十五條第四項」を「第九十五條第五項」に改める。

第五章を第九章とし、第四章を第八章とする。

第三章の章名中「著作物」を「著作物等」に改める。

第三章中第八條の前に次の一条を加える。

(著作権者と連絡することができない場合)

第七條の七 法第六十七條第一項の政令で定める場合は、著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報(以下この条において「権利者情報」という。)を取得するために次に掲げるすべての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有するすべての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつた場合とする。

一 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること。

二 著作権等管理事業者(著作権等管理事業法(平成十二年法律第三十一号)第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。)その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること。

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。

2 文化庁長官は、前項各号の定めをしたときは、その旨を官報で告示する。

第八條第一項各号列記以外の部分で定める事項は、次に掲げる事項とする。

法第六十七條第一号中(法第二条第六項の法人をいう。以下同じ。)(を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 法第六十七條の二第一項の規定により著作物を利用するときは、その旨

法第六十七條第二項の政令で定める資料は、次に掲げる資料とする。

第八條第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条の次に次の一条を加える。(担保金の取戻し)

第八條の二 法第六十七條の二第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が同条第六項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは、その超過額を取り戻すことができる。

第九條第一項第一号中「前条第一項第一号から第三号まで及び第五号」を「第八條第一項第一号から第四号まで」に改め、同条第二項第一号中「前条第二項第一号」を「第八條第二項第一号」に改める。

第十條第一項第一号中「第三号まで及び第五号」を「第四号まで」に改める。

第十二條を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

文化庁長官は、法第六十七條の二第二項に規定する申請中利用者に対して法第七十條第五項の裁定をしない処分をした旨の通知をするとき(当該申請中利用者が当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡することができに至つた場合を除く。)は、併せて法第六十七條の二第四項の補償金の額を通知する。

第三章中第十二條の次に次の一条を加える。

(著作隣接権への準用)

第十二條の二 第七條の七から第八條の二まで及び前二條の規定は、法第六十三條において法第六十七條第一項及び第二項、第六十七條の二第七項並びに第七十條第一項、第二項及び第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八條第一項第六号中「法」とあるのは、「法第六十三條において準用する法」と、同条第六項とあるのは、「法第六十三條において準用する法第六十七條の二第六項」と、前条中「法」とあるのは、「法第六十三條において準用する法」と読み替へるものとする。

第三章を第七章とし、第二章の次に次の四章を加える。

第三章 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置

第七條の二 法第四十七條の二の政令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 法第四十七條の二に規定する複製 当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。

二 法第四十七條の二に規定する公衆送信 次のいずれかの措置

イ 当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。

ロ 当該公衆送信を受信して行う著作物の複製(法第四十七條の八の規定により行うことができるものを除く。)を電磁的方法(法第二条第一項第二十号に規定する電磁的方法をいう。)により防止する手段であつて、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物とともに送信する方式によるものを用い、かつ、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定めるイに規定する基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること。

2 法第八十六條第一項において準用する法第四十七條の二の政令で定める措置は、同条に規定する複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすることとする。

第四章 送信の障害の防止等のための複製に係る特定送信等

(特定送信)

第七條の三 法第四十七條の五第一項(法第三十二條第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める送信は、無線通信又は有線電気通信の送信で次に掲げるものとする。

一 受信者からの求めに応じ自動的に行う送信であつて自動公衆送信に該当するもの以外のもの

二 受信者からの求めに応じ自動的に行う送信以外の送信であつて電子メールの送信その他の文部科学省令で定めるもの